

第5次奈良県男女共同参画計画・第3次奈良県女性活躍推進計画の策定について

新計画の概要

① 位置付け

男女共同参画社会基本法及び奈良県男女共同参画推進条例に基づく「都道府県男女共同参画計画」（法定計画）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「都道府県推進計画」（努力義務）を一体的に策定

② 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

③ 計画項目

①基本的事項 ②基本的な考え方 ③施策の体系・展開 ④計画の推進体制 ⑤参考資料（5部で構成）

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-------------------|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 男女共同参画計画・女性活躍推進計画 | 奈良県男女共同参画計画 | 奈良県男女共同参画計画 | | | | | 奈良県男女共同参画計画 | 現・奈良県男女共同参画計画 | | | | | 新・奈良県男女共同参画計画 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男女共同参画計画 | 第1期 | 第2期 | | | | | 第3期 | 第4期 | | | | | 第5期 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 女性活躍推進計画 | | | | | | 第1期 | 第2期 | | | | | 第3期 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改定にあたっての基本的な考え方

- 女性の就業等に関して未だ全国より遅れており、職場の制度整備だけでは大きく改善しない。背景として根強く存在する「女性は家事・育児を優先すべき」「男性は仕事を優先すべき」といった固定的な性別役割分担意識が、個人が性別にかかわらず選択肢を制限されずに希望する生き方・働き方を実現する阻害要因であることを念頭に、ジェンダー平等推進に向けて取り組む必要がある。
- 固定的な性別役割分担意識は、個人の基本的な考え方としては払拭されてはいるが、家庭や地域、学校、職場など様々な場面で慣習として無意識も含めて依然として根強く存在し、特に若者・女性にとってはプレッシャーや干渉となって生きづらさを感じる要因となり、若者・女性が都会へと転出し、男性よりも女性の方が戻ってきていないという問題の要因もある。
- 以上より、固定的な性別役割分担意識の存在を今一度大きな問題として捉え、解消に向けて社会全体で取り組んでいくことを記載する。

第5次奈良県男女共同参画計画・第3次奈良県女性活躍推進計画（案）の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指して「（仮称）第5次男女共同参画計画・第3次女性活躍推進計画」を策定し、本県における男女共同参画及び女性活躍を総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」第14条第1項、「奈良県男女共同参画推進条例」第9条第1項、女性活躍推進法第6条第1項に基づき策定

3 計画期間 令和8年度から令和12年度まで

第2章 計画の基本的な考え方

○ 基本理念

県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指す。

○ 基本目標

- ① 性別にかかわらず、それぞれが個性を尊重しあいながら、公正かつ多様性が認められる社会を形成する。
- ② 性別にかかわらず、個人の尊厳が重んぜられ、自らの意思に基づき能力を十分に発揮することができるよう、様々な場面に存在する固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの行動変容を促していく。
- ③ 男女の多様な視点を、誰もが暮らしやすい社会づくりに活かせるよう、あらゆる分野において男女共同参画を推進する。

第3章 施策の体系・展開

1 社会全体の意識・構造の改革

- ① 様々な場面に残る固定的性別役割分担意識の解消と行動変容の促進
- ② あらゆる分野における女性の参画促進
- ③ 市町村の男女共同参画、ジェンダー平等推進への支援
- ④ 性別にかかわらず多様性を尊重する社会に向けた環境の整備
- ⑤ 人権尊重の理念に基づく多様性への理解促進

2 働く人の多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり

- ① 各職場におけるジェンダーギャップ解消の推進
- ② 共働き・共育て・共家事の推進
- ③ 柔軟な働き方の普及
- ④ 女性の再就業支援

3 健やかで安全・安心な暮らしの実現

- ① 困難な問題を抱える家庭・個人への支援
- ② ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止
- ③ 生涯を通じた健康な暮らしの推進
- ④ 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

4 あらゆる分野におけるジェンダー平等の視点に立った施策の推進

- ① ジェンダー平等の視点に立った施策の推進

第4章 推進体制等

1 計画の推進体制

計画を推進するために、関係団体が、それぞれ責務・役割を担うとともに、相互に連携を図り、男女共同参画及び女性活躍を推進する。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策の推進状況を公表する。

主な改定内容

I 「基本理念」の変更

奈良で働き暮らす男女が自らの力を最大限発揮して、ひとりひとりの幸せを実現し、発揮する奈良県を目指す。



県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指す。

II 「基本目標」の変更

- ① 「ワーク・ライフ・シナジー」の視点に立ち、仕事でも、生活でも、自分らしく力を発揮し、幸せを感じられる男女を増やす
- ② 固定観念の払拭など社会全体の意識の変化を促し、誰もが働きやすく暮らしやすい活力



- ① 性別にかかわらず、それぞれが個性を尊重しあいながら、公正かつ多様性が認められる社会を形成する。
- ② 性別にかかわらず、個人の尊厳が重んぜられ、自らの意思に基づき能力を十分に発揮することができるよう、様々な場面に存在する固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの行動変容を促していく。
- ③ 男女の多様な視点を、誰もが暮らしやすい社会づくりに活かせるよう、あらゆる分野において男女共同参画を推進する。

III 「推進施策」の変更

- 1 働く人の多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり
- 2 男女がともに支えあう家庭生活の実現
- 3 暮らしの充実
- 4 安全・安心な暮らしの実現
- 5 男女共同参画社会の基盤づくり



- 1 社会全体の意識・構造の改革
- 2 働く人の多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり
- 3 健やかで安全・安心な暮らしの実現
- 4 あらゆる分野におけるジェンダー平等の視点に立った施策の推進

★その他：計画の章立てを変更し、推進施策ごとに現状・課題、対応方針を記載。

【現計画】

- 1 趣旨等 2 現状 3 基本的な考え方 4 施策体系と推進施策 5 推進体制

【次期計画】

- 1 趣旨等 2 基本的な考え方 3 施策体系と推進施策(現状・課題、対応方針を含む) 4 推進体制